

平成23年10月31日



「地域団体商標2011」の発刊について

成功事例が満載！

先例に続いて地域ブランドの潜在力の開花を目指せ！！

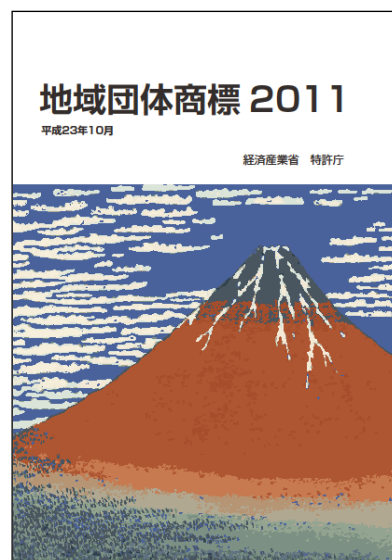
- 地域ブランドの保護・振興のため平成18年4月に導入した「地域団体商標制度」は5年目を迎え、昨年から登録件数が22件増え過去最多の478件となりました。
- 特許庁は、登録された地域団体商標を広く紹介するため、活用事例、権利者情報、写真等を掲載したブックレット「地域団体商標2011」を今年も発刊いたします。
- 本ブックレットでは、地域団体商標制度を戦略的に活用し、特産品の付加価値向上や市場拡大に成功した事例を多数紹介しております。全国に埋もれている地域ブランドの潜在力を開花させるきっかけになることを期待しております。

1. 地域団体商標制度とは

地域団体商標制度とは、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的とし、平成18年4月より導入した制度です。

地域の事業協同組合や農業協同組合等が、「地名＋商品（役務）名」からなる商標をその地域との密接な関連性を有する商品・サービスに使用して一定の地理的範囲内で周知となっている場合は、全国的に有名となっていなくとも、地域団体商標として商標登録を受けることができます。

特許庁では、地域団体商標制度の一層の普及と活用を促進するため、昨年に引き続き、登録された地域団体商標について、活用事例、権利者情報、写真等を掲載した冊子「地域団体商標2011」を発刊します。



2. 「地域団体商標2011」の概要

本ブックレットでは、新しいブランドを立ち上げようとしているユーザーに対し、登録になった後にどのような効果（メリット）があるのかを、権利者からの実際の声を中心に掲載しています。

<掲載事例①>

商標：市田柿（いちだかき）（登録第5002123号）
指定商品又は指定役務：長野県飯田市・下伊那郡産の干し柿
権利者：みなみ信州農業協同組合、下伊那園芸農業協同組合

「市田柿ブランド推進協議会」では、市田柿品質の維持・向上等のため、毎年「衛生管理マニュアル」等を作成し、生産者・事業者への徹底を図っています。また、ブランドとして一定の基準以上のものを「市田柿」として流通するよう「市田柿品質基準」を作成するとともに、品質向上、生産者間のレベルアップを目的に毎年市田柿品評会を開催しています。

また、中国・香港・台湾への商標登録申請を進めています。



<掲載事例②>

商標：市川のなし／市川の梨（いちかわのなし）
（登録第5066922号及び登録第5066923号）
指定商品又は指定役務：千葉県市川市及びその周辺地域産の梨
権利者：市川市農業協同組合

今まで撰果場や個々の直売所から発送されていましたが、ブランド化を図るために地域団体商標に出願しました。

地域ブランド「市川の梨」を取得したことにより、直売での地元消費量はもとより、全国発送量でも目覚ましい伸びを示し経済効果が表れています。

また、「市川の梨」を背負って立つ若い後継者の人たちが、自発的に「市川の梨」のブランド推進計画の検討をするなど、地域ブランドに対する意識が向上しました。



【参考1】登録件数とその内訳について

1. 登録件数（合計）：478件（平成23年6月現在）

2. 都道府県別登録内訳一覧表

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬
15	3	5	4	5	7	4	2	4	9
埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	愛知	岐阜
5	8	15	8	11	6	4	16	12	27
三重	富山	石川	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
12	8	26	13	6	57	9	28	11	11
鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	徳島	高知	愛媛	福岡
4	5	5	12	6	2	7	4	8	13
佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	外国		
7	5	8	8	5	13	15	2		

* 複数都道府県にまたがるものはそれぞれカウントする。（栃木、茨城：本場結城紬、東京、埼玉：江戸木目込人形）

【参考】

1位：京都（57件） 2位：兵庫（28件） 3位：岐阜（27件）
 4位：石川（26件） 5位：静岡（16件） 6位：北海道、東京、沖縄（15件）
 9位：福井、福岡、鹿児島（13件） 12位：愛知、三重、広島（12件）

3. 産品別登録内訳一覧表

農水産一次産品	加工食品	菓子	麺類
170	48	9	8
酒類	工業製品	温泉	その他
11	187	39	6

○平成18年4月の制度施行以来、登録件数は都道府県別では、1位が京都、2位が兵庫となっています。

○産品別の登録の割合は、工業製品が38%、農水産一次品が35%と拮抗しています。

【参考2】地域団体商標を登録するには

「地域名+商品（役務）名」からなる商標であって以下の要件に該当するものを「地域団体商標」として登録することができます。

①出願できる者（法人格を有する組合であって構成員資格者の加入の自由があること）

例：事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、酒造組合

出願できない者：株式会社、地方自治体、商工会議所、公益法人等

②地域名と商品（役務）の関係が明確になっていること（商品の産地、役務の提供地等）

例：商標「東京みかん」→商品「東京都で生産されたみかん」

③出願人が当該商標を使用したことにより出願人の商標として一定程度（例えば隣接都道府県に及ぶ程度）の需要者に認識されていること

④商標全体として商品（役務）の普通名称でないこと

普通名称と考えられる例：「さつまいも」「伊予柑」「伊勢海老」

【参考3】地域団体商標に関する情報について

特許庁ホームページ（地域団体商標制度の部屋）をご参照下さい。

〔主な掲載内容〕

○地域団体商標登録紹介

○地域団体商標出願・登録状況

○テキスト・パンフレット

○出願・審査関連

URL：http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

【添付資料】

資料1 地域団体商標の登録状況について（都道府県MAP）（6月30日現在）

資料2 「地域団体商標2011」に新たに掲載された地域団体商標22件

（本発表資料のお問い合わせ先）

特許庁審査業務部商標課

地域団体商標・小売等役務商標推進室長 今田 三男

担当者： 岩崎、佐藤、坪（あくつ）

電話：03-3581-1101（内線 2828）

03-3580-8012（直通）